

市民協働のまちづくり基本指針



平成 20 年（2008 年）3 月

小 林 市

目 次

	ページ
はじめに.....	1
第 1 章 基本指針策定の目的	
1 基本指針策定の背景	2
（ 1 ）社会環境の変化.....	2
（ 2 ）旧来型社会システムの機能低下.....	2
（ 3 ）市民ニーズの多様化.....	2
（ 4 ）市民活動の活発化.....	2
（ 5 ）地方分権の推進.....	2
（ 6 ）行財政改革への対応.....	3
2 基本指針策定の目的.....	3
（ 1 ）総合計画の推進.....	3
（ 2 ）協働の基本的な考え方の明示.....	3
第 2 章 現状と課題	
1 小林市の現状と課題	4
（ 1 ）市民活動の現状	4
（ 2 ）市民意識調査結果.....	5
（ 3 ）市民活動の課題	6
第 3 章 協働の基本的な考え方	
1 協働とは.....	7
（ 1 ）協働の定義.....	7
（ 2 ）協働の意義.....	7
（ 3 ）協働の効果・メリット.....	7
（ 4 ）協働の領域.....	8
2 協働の必要性	9
（ 1 ）市民と地域社会との掛け橋	9
（ 2 ）市民主体の地域社会の形成.....	9
（ 3 ）新しい公共の担い手	9
3 市民活動とは	10
（ 1 ）市民活動の定義	10
（ 2 ）NPOと市民活動団体の関係.....	11
（ 3 ）ボランティアと市民活動団体の関係.....	11
（ 4 ）地域コミュニティと市民活動団体との関係.....	11
（ 5 ）地域コミュニティと市民活動団体が協働する地域づくり.....	12
（ 6 ）市民活動の特性	13
（ 7 ）市民活動団体の発展段階	13

4 協働のまちづくりの基本的な考え方	14
(1) 基本理念	14
(2) 協働を進めるための役割	14
(3) 協働の考え方	16

第4章 協働のまちづくりの推進

1 市民参画制度の充実	18
(1) 市民参画の考え方	18
(2) 市民参画の進め方	18
(3) 市民参画の手続	20
2 市民が主役の地域分権	21
(1) 地域生活を支え合うコミュニティの現状	21
(2) 新たな地域コミュニティの形成	21
(3) 地域コミュニティの活動支援策	22
3 協働推進のための環境整備	23
(1) 人材の育成と確保	23
(2) 情報提供・公開	23
(3) 市民活動支援センター(仮称)の設置	24
(4) 中間支援組織の育成・連携	24
(5) 市民提案制度の実施	25
(6) まちづくり基本条例(仮称)等の制定	26
(7) 庁内推進体制の整備	26
(8) 職員の意識改革	26
(9) 市民活動団体等との連携・交流	26
4 協働事業の推進	27
(1) 協働事業の実施にあたって	27
(2) 協働事業の検討・選定	27
(3) 協働の形態	28
(4) 協働形態の選択	29
(5) 協働相手の選定	31
(6) 協働事業の評価	32
(7) 情報公開の実施	32
(8) 協働団体登録制度	32

おわりに	33
------	----

資料編	34
市民協働のまちづくり基本指針の策定経緯	36
小林市協働のまちづくり推進検討委員会条例・名簿	37
小林市協働のまちづくり行政推進会議設置要綱・名簿	40
市民協働のまちづくり基本指針(素案)について(提言)	42
用語の意味・解説(50音順)	46

はじめに

近年、地方分権の推進をはじめ人々の価値観や生活様式の多様化、国、地方を通じた危機的な財政状況等々、これまでにない大きな時代の転換点に立っています。

こうした中で、市民自らが地域や社会の課題に取り組み、その解決に向けていこうとする活動が活発化してきています。市民による自発的、自主的な活動は、福祉、環境、教育、まちづくりなどいろいろな分野で展開され、市民がこうした活動を支えていこうとする動きも芽生えつつあります。

一方、市民が主体となった活動はその対象とする分野が多様であるばかりでなく、活動の形態も個人によるボランティアから、事業を組織的に取り組むものまであります。特定非営利活動促進法によるNPO法人を設立し、活動を行う団体も増えています。

平成19年3月に策定した小林市総合計画では、豊かな自然環境や歴史・文化など、さまざまな地域資源や個性を生かしながら「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き元気あふれる交流都市」の実現に向けたまちづくりを進めていくこととしています。

総合計画に掲げた施策の推進はもとより、これからの地域社会においては多様な主体が社会の担い手として積極的に参加し、役割と責任を自覚しながら、力を合わせてまちづくりに取り組んでいく必要があります。

特に、地方分権、地方の自立への流れが加速する中では、柔軟性、先駆的、また機動力などを発揮する市民の主体的な公益活動は、まちづくりや新しい地域社会を創造するための大きな原動力になるものです。

本基本指針は、本市が今後、市民との協働を促進していくための考え方や基本的な姿勢を示すものであり、平成19年5月に設置した、学識経験者、市民活動団体関係者、公募市民等からなる小林市協働のまちづくり推進検討委員会においての協議・検討、平成19年12月にまとめられた提言書をもとに、パブリック・コメントなどを経て策定したものです。

1 協働：お互いの存在意義や特性を認め、尊重しあうことを基礎とし、自立した対等の関係で協力し合うこと

第1章 基本指針策定の目的

1 基本指針策定の背景

(1) 社会環境の変化

少子・高齢化や情報化・国際化の進展、環境問題の深刻化、長引く経済の低迷など、社会環境が大きく変化していく中で、私たちは、多くの課題に直面しています。

しかし、右肩上がりの高度経済成長期のように、行政や事業者を中心とする社会システムでは、これら課題のすべてに対応していくことが難しくなっています。

(2) 地域コミュニティの機能低下

都市化や核家族化の進展による社会構造の変化が、地域的な人のつながりの希薄化を招き、地域住民の助け合いの意識を低下させています。その結果、これまで地域社会を支えてきた自治会などの地域コミュニティは、加入世帯率の低下や役員等の活動の担い手の固定化などにより、共同体としての機能が低下しつつあり、地域住民も価値観や課題を共有していくことが難しくなっています。

市民が自治意識を高め、互助の必要性を再認識し、連帯意識や相互の信頼の絆を再生していくことが重要となっています。

(3) 市民ニーズの多様化

市民の生活様式や価値観の多様化に伴い、物質的な豊かさから精神的な豊かさが求められるようになり、多様な生きがいの場が求められるとともに、これらの市民ニーズに対応できる公共サービスの選択肢が求められるようになっていきます。

(4) 市民活動の活発化

こうした社会変化の流れの中で、市民が自発的に地域の課題を解決していこうとするボランティア活動や市民活動が活発化し、その活動領域も拡大してきています。多くのボランティアが災害救援や生活の復旧・復興に活躍した、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけに、改めて地域や市民の力が見直され、注目されています。

また、このことを契機に、平成10年3月には「特定非営利活動促進法」(NPO法)が制定され、市民活動団体が法人格を取得できるようになるなど、その活動への社会的期待が高まっています。

(5) 地方分権の推進

行政の分野においても、これまでの中央集権的な仕組みを改め、地方がそれぞれの特色を生かしたまちづくりを進められるよう国と地方の関係を見直す、地方分権が進められています。

このことは、地方自治体自らがまちづくりについて決定し、自らの責任で行政運営を行い、課題を解決していかなければならないということであり、市民の意思に基づくまちづくりとその実現のための市民と行政との協働が必要となっています。

2 地域コミュニティ：一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

協働のまちづくりを進めていくためには、市民が主役であるという認識のもと、まちづくりへ参加し、行政と協力し合う関係を作り上げる必要があります。

(6) 行財政改革への対応

わが国の経済情勢は、ゆるやかな回復基調にあるものの、地方経済は依然として厳しい状況にあります。このような景気の低迷や少子高齢化が急速に進行する中で、小林市の財政状況は、市税収入の伸び悩みに加えて、国の三位一体改革による国庫補助金の削減、並びに地方交付税、臨時財政対策債等の大幅な減額に伴い、極めて厳しい財政運営を強いられており、これまで以上の抜本的な行財政改革が求められています。

真に質の高い公共サービスが提供できるような改革を実現するためには、行政から市民に対して一方的にサービスを提供するという構造から、行政と市民が適正な役割分担をしながら、公益を増進していくという構造に転換する必要があります。

2 基本指針策定の目的

(1) 総合計画の推進

こうした背景を受け、平成19年3月に策定した小林市総合計画においては、基本方針の一つに「語らいとふれあいある参画協働のまち」を掲げ、まちづくり団体、ボランティア団体、NPOの育成・支援とともに、「新しい公共空間」の形成に向けて市民と行政が多様な分野で協働のまちづくりを進め、将来都市像である「霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市」の実現を目指していくこととしています。

また、計画の推進にあたっては、市民の視点に立った公共サービスの向上を図るため、市民との協働をより一層推進し、市民、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者等の民間の活力を最大限に活用することとしています。

(2) 協働の基本的な考え方の明示

市民と行政との協働は、協働自体が目的ではなく、市民と行政が協働することにより、市民ニーズに的確に対応した効果的なサービスを提供することが目的です。

今後、市として市民との協働をさらに推進するにあたっては、市民活動や協働に関する職員の理解を深めることにより、全庁的な共通認識のもとに取り組んでいく必要があることから、市民との協働を推進するにあたっての基本的考え方や推進施策などを示す基本指針を策定するものです。

このように基本指針を策定し、協働を推進することにより、市民と行政とが、お互いに異なる考え方や手法を学ぶ機会を得ることになり、市における事業の見直しや職員の意識改革につながることを期待されます。

また、行政と協働しようとする市民にとっても、あらかじめ協働の要件等を確認することができ、活動の新たな展開を図るために役立つものと考えます。

なお、この基本指針は、今後の協働の状況や社会情勢等を踏まえ、定期的に見直していきます。

第2章 現状と課題

1 小林市の現状と課題

(1) 市民活動の現状

市民活動団体の概要

市内には、さまざまな分野で数多くの市民活動団体が活動しており、年々増加の傾向にあります。

平成18年8月～11月に市や市社会福祉協議会が活動を把握している68団体を対象に実施した「市民活動団体実態調査」では、活動分野においては「障害者福祉」27.6%、「高齢者福祉」25.9%、「児童・母子福祉」22.4%の社会福祉系が上位を占め、次いで「まちづくり」と「教育」が25.9%、「青少年育成」22.4%、「市民活動支援」19.0%の順となっています。

また、平成19年4月1日現在で、市内に主たる事務所を置く³特定非営利活動法人（NPO法人）数は8団体、内閣総理大臣認証NPO法人（従たる事務所、支部を含む）は2団体で、ほかの多くの市内の市民活動団体は、法人格を持たない任意の団体となっています。

活動体制

団体の規模を会員数からみると、10数人規模から500人を超える規模まで、多様な状況がありますが、個人会員数では50人未満の中小規模の団体が79.3%を占めています。

会員の年代は、40代・50代・60代が多く、家事従事者や自営業者・経営者、退職者等が活動の中心となっており、若年層の参加が少ない状況にあると言えます。

また、独立した事務所を構えている団体は少なく、会員の自宅や勤務先を事務局としている団体が多くなっています。

活動状況

活動状況については、「市民活動団体実態調査」結果から、収益事業を行っている団体はまだわずかで、財政的にも小規模な団体が多い状況がうかがえます。一方でNPO法人を中心に、事業活動を活発に行っている団体も生まれています。

全体的には、会員同士の互助的な団体から、自主事業を積極的に行う団体まで、さまざまなレベルの団体があり、中には、全市的・全国的なレベルの団体に加盟して、各種事業に参加したり、他地域の同種の団体と協力したりしながら活動している団体も見受けられます。

また、交流などを通じて、活動分野を超えて協力し合う団体や、市民活動団体同士の連携だけではなく、行政や学校、公民館などの主催事業にも積極的に参加、協力している団体なども見受けられるようになっており、少しずつですが新たな連携や活動が着実に広がりつつあります。

3 特定非営利活動法人（NPO法人）：特定非営利活動（利益を構成員に分配することなく、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動）を行うことを主たる目的として、「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人

(2) 市民意識調査結果

市が平成19年5月に実施した「市民意識調査」(調査対象:満18歳以上の市民2,100人、回答数:713人)の中で、市民活動、市民と行政の協働についての設問を設けました。

市民活動への関心・活動経験等

このうち、市民活動への関心度は、「非常に関心がある」19.8%、「関心がある」52.0%を合わせると、約7割強の市民が市民活動に関心を持っています。

また、市民活動の経験の有無については、「活動したことがあり今後もしたい」が22.7%、「活動したことがなく今後はしたい」31.0%を合わせると、約6割の市民が経験の有無に関わらず、今後、市民活動をしたいと思っています。

一方、「活動したことがあり今後はしない」14.7%、「活動したことがなく今後もしない」31.0%を合わせると、約4割の市民が、経験の有無に関わらず、今後、市民活動はしないと思っています。

活動したい分野は「環境保全、リサイクル、自然保護」が40.8%と最も多く、続いて「子どもの健全育成」が24.8%、「高齢者福祉、児童・母子福祉、障害者支援」23.7%、「スポーツの振興」22.1%、「健康づくり、医療」20.3%、「まちづくりの推進」19.6%となっています。

また、活動を行う上で、もしくは始めるための問題点としては、「活動に関する情報がないから」が50.1%と最も多く、続いて「指導者などの人材不足」21.0%、「会員や仲間の不足」19.4%、「活動する資金の不足」14.6%となっています。

活動をしたくない理由としては、「体力的に無理がある」が40.4%と多く、続いて「活動する時間がない」が26.6%、「きっかけや機会がない」19.1%、「活動に興味がない」が17.6%となっています。

市民活動に対する行政の支援としては「活動を体験できる場や機会の提供」が61.9%と最も多く、続いて「広報・普及活動の推進」が33.4%、「資金援助」が24.5%、「情報の収集と提供」22.7%、「市民活動の拠点となる場所の提供」が18.1%となっています。

協働のための条件、まちづくりへの参画・関与の意志

協働のあるべき姿としては、「市民が中心で行政が支援協力する」が35.5%、「行政が中心で市民が支援協力する」が32.5%、「内容によって市民か行政が区別する」が25.2%となっています。

また、協働のための参加条件としては、「初めてでも気軽に参加できる」が42.2%、続いて「自分の都合で参加できる」が24.8%、「自分の趣味特技を生かせる」が16.8%となっています。

さらに、協働のために行政に求められるものとしては、「地域住民への情報提供」が53.6%と最も多く、続いて「市職員の地域活動への参加」27.3%、「地域住民の意識啓発」23.3%、「活動の場の提供」23.3%となっています。

一方、地域づくりへの参画・関与の意志としては、「関わってみたい」41.2%、「積極的に関わってみたい」5.5%を合わせると、約半数近い市民が、地域づくりに何らかの形で参画・関与したいと考えています。

また、地域づくりの適正規模としては、現在の「区程度の範囲」が50.8%と最も多く、続いて「小学校の通学区域程度の範囲」22.7%、「大字程度の範囲」10.0%、「中学校の通学区域程度の範囲」8.4%となっています。

(3) 市民活動の課題

「市民活動団体実態調査」や「市民意識調査」の結果、活動する上での問題点としては、新しい会員の確保や活動の中心となる指導者育成などの人材面、活動資金不足を上げている団体が多いことが確認されました。人材・資金などの活動基盤の脆弱さが最も大きな問題であると言えます。

また、活動や組織の維持に加えて、活動の拡大や法人化⁴に向けてのマネジメントに対する不安を持つ団体もあります。

市民活動をさらに発展させるためには、人材や資金等の活動資源をいかに確保し、安定した活動を維持するののかということや、活動に参加したい人や活動を必要とする人などの地域ニーズ、あるいは、地域のさまざまな情報をどのように活動に結びつけていくのかが課題となっています。

さらに、市民活動団体が社会的認知や信用を得て、行政や事業者とともに公共の担い手としての地位を確立していくためには、活動の内容や質を高めるとともに、組織力を高め、持続性のある活動を行い、自律的な運営を行う自立した組織へと成長していく必要があります。

市民活動団体が年々増加傾向にある中、市民活動の健全な発展を図るためには、「人材」、「活動資金」、「マネジメント」などの支援体制の整備が必要と考えられます。

4 マネジメント：経営、管理。人・予算・時間などを最も効率的に使い、組織を維持・発展させること

第3章 協働の基本的な考え方

1 協働とは

(1) 協働の定義

この指針では、「協働」の定義を「豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政がそれぞれの主体性、自発性のもと、お互いの立場や特性を認識、尊重し合いながら、対等な立場で共通の目的を達成するために協力・協調すること」とします。

(2) 協働の意義

高度化・多様化する市民ニーズに公平性・平等性を基本とする行政だけでは限界があります。これに対して市民活動は、個々の市民ニーズをより身近に捉え、独自の判断に基づき、よりの確できめ細やかに対応する柔軟性、機動性などの特性を有します。今後は、これまでの行政主導のまちづくりから、市民と行政が様々な領域において、それぞれの特性を生かしつつ、お互いに協力関係を保ちながらまちづくりを進めていくことが重要です。

(3) 協働の効果・メリット

市民

きめ細やかで多様な公共サービスの提供を受けることができます。
社会貢献活動に参画する機会が増え、生きがいづくり、自己実現の機会の創出につながります。
市民と行政との距離が縮まることにより、行政の施策に参加しやすくなり、市民が主体の新しい地域社会の形成につながります。

市民活動団体、地域コミュニティ

自らのミッション（社会的使命）をより効果的に実現する機会が増え、活動の場が広がり、社会貢献活動の活発化につながります。
公共サービスの新たな担い手となります。社会貢献活動への地域住民の理解を得やすくなり、社会的認知が高められます。
新たな地域コミュニティの形成へとつながります。
異なる発想・行動原理を持つ行政との協働を通じて、運営基盤の強化や政策提言能力の向上など、組織のレベルアップを図ることも可能となります。

事業者

より効果的な社会貢献活動が実現でき、地域社会の一員として、地域や市民との結びつきが強化されます。
事業者のイメージアップを図ることができます。

行政

企画段階から協働を行うことで、市民活動団体、地域コミュニティの様々な特性やノウハウを行政施策に取り入れ、きめ細やかで、市民ニーズに沿った行政サービスを提供することができます。

行政とは異なる特性をもつ組織である市民活動団体、地域コミュニティの考え方や活動に直接触れることで、職員の意識改革と資質向上につながります。

行政の事業のあり方や組織のあり方などの見直しにつながり、行政のスリム化など、行政の体質を改善する契機とすることができます。

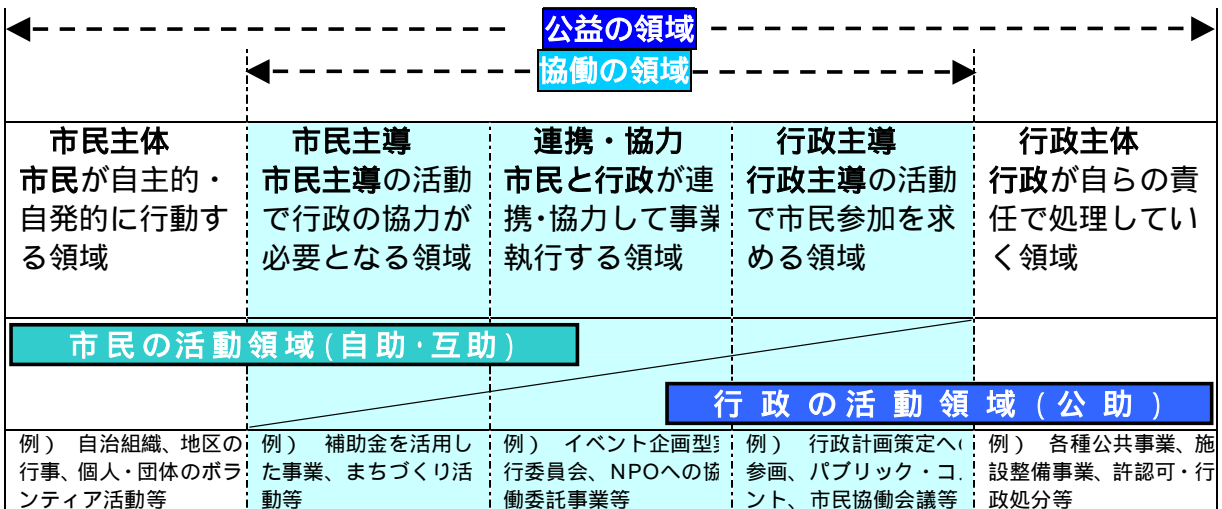
(4) 協働の領域

図1のように、市民の多様なニーズに対し効果的な公共サービスを提供するには、市民と行政の役割分担が必要であり、公益の領域には、市民の主体性の下に行う領域、行政の主体性の下に行う領域、協働により取り組む領域など、様々な領域が存在しますが、それぞれの領域は時代によって変化していくものです。

こうした様々な領域の中で、協働にふさわしい領域は、両者が市民の利益（公益）の実現という目的を共有でき、協力できる部分です。協働にふさわしい領域としては、図1中央の から の領域がありますが、あらかじめ固定的に考えるのではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきです。

また、協働の場面は様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度も多様です。実施、検証を経ながら、協働にふさわしい領域を考えていく必要があります。

【図1】 社会的課題に対する市民と行政の多様な関係の概念図



5 ノウハウ：ある目的の達成に必要な技術や知識、経験、手法

2 協働の必要性

(1) 市民と地域社会との掛け橋

市民活動は、共通のミッション（社会的使命）の下に人が集い、課題解決に向かって共に活動していくものであり、自治組織等の地縁にもとづく従来型の共同体とは異なる人と人との新たな結びつきを生み出します。

また、その活動領域も活動目的に応じて多岐にわたり、市民のさまざまな関心に対応した各種活動があるため、市民がその活動を通じて自らの経験や能力を生かすことで、生きがいを得られる場ともなります。

このような市民の新たな結びつきや活動は、地域社会への参加の窓口として、市民自身の社会参加への関心を高め、自治意識を育てることにつながります。

(2) 市民主体の地域社会の形成

地域コミュニティの共同体としての課題解決力が弱まる中で、市民自らの社会的使命や価値観に基づいて、自発的・主体的に課題に取り組む市民活動は、地域の課題解決に向けた新たな動きであり、従来の共同体に代わる新たな⁶コミュニティの形と言えます。

市民活動が専門性や先駆性を生かして、地域コミュニティや地域協議会と連携し、他の市民の理解と関心を得ながら展開していくことによって、市民活動そのものが成熟していくとともに、広く市民の間に「自治」の意識が高まり、正に、市民が主体となった地域社会の形成が図られることとなります。

(3) 新しい公共の担い手

市民活動団体は、その特性（自主性・個別性・柔軟性・機動性・専門性・先駆性・地域性）によって、公平性・平等性を重視する行政や営利を第一とする事業者では、充分に対応できない部分や分野でのサービスの担い手として期待されています。

これまでのように、行政のみが公共を担うのではなく、多様な人々や多様な主体がそれぞれの特性を生かし、適切な役割分担によって、ともに支えていく公共が求められています。

市民、市民活動団体、地域コミュニティは、行政、事業者に次ぐ「新しい公共」の担い手（第3の⁷セクター）として成長が期待されており、行政、事業者が協働するための体制の整備が必要となっています。

「市民活動の特性」については、13ページをご参照ください。

6 コミュニティ：共同体、ある目的や興味を共有した人同士の集団

7 セクター：部門、分野

3 市民活動とは

(1) 市民活動の定義

この指針では、市民活動を促進するにあたり、次のように「市民活動」と「市民活動団体（NPO）」を定義します。

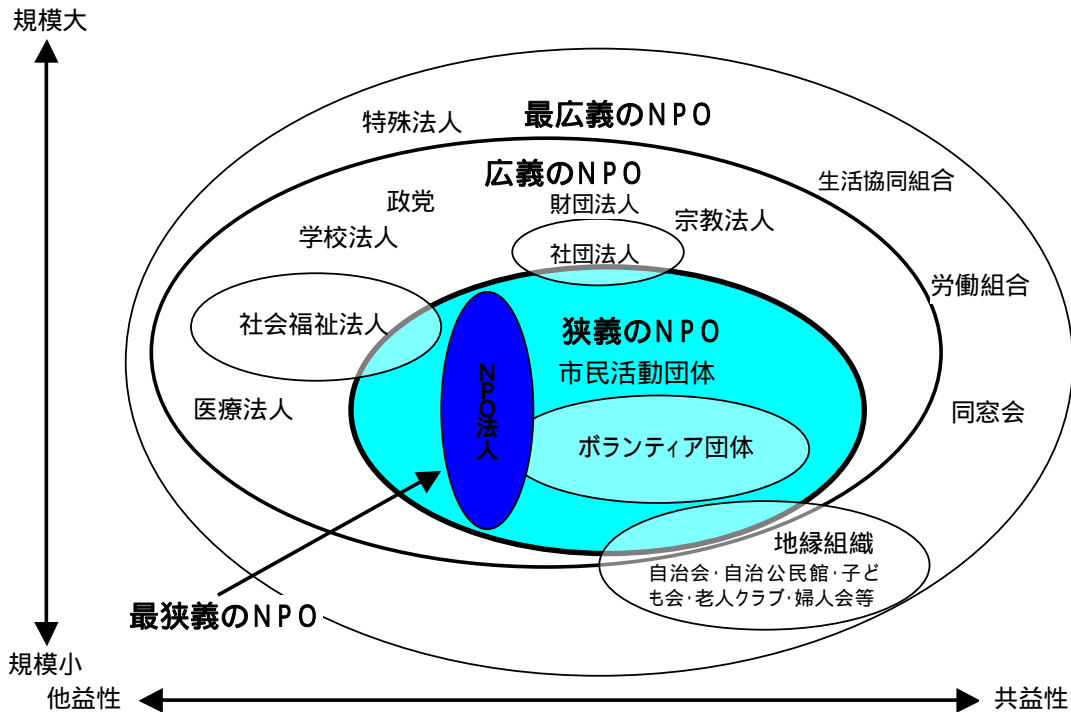
「市民活動」：営利を目的とせず不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動で、市民が自主的・自発的な意志に基づき自立的に行うもの。

ただし、政治的・宗教的活動は含まない。

「市民活動団体」：市民活動を行う団体。具体的には、法人格を持つNPO法人及び法人格を持たないボランティア団体、その他市民活動団体を指すこととします。

【図2】 市民活動の概念の整理 [多様なNPOと定義上の関係]

NPOとは、「Non Profit Organization」の略称です。日本では、民間非営利組織と訳されており、民間の営利を目的としない団体の総称です。NPOの概念については、下図の4段階のイメージに整理することができます。



- 共益団体を含んだ全ての民間非営利団体を指す場合(最広義)
- 制度化された財団法人や社団法人を含んだ公益的な民間非営利団体を指す場合(広義)
- ボランティア団体をはじめとする一定の公益的な目的を有する住民の社会参加を行う市民活動団体を指す場合(狭義)
- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人(NPO法人)を指す場合(最狭義)

出典:「市民活動団体(NPO)と行政のパートナーシップのあり方に関する研究報告」(平成12年7月1日 旧自治省)

8 NPO：法人格の有無に関わらず、ボランティア団体をはじめとする一定の公益的な目的を有する市民活動団体

9 政治的活動：特定の政治理念の普及や特定の政党・政治家の支援を目的とする活動

10 宗教的活動：特定の宗教の普及を目的とする活動

(2) NPOと市民活動団体の関係

一般的にNPOは、図2の「狭義のNPO」のイメージで捉えられている場合が多くなっています。この指針においても、NPOは、図2中の「狭義のNPO」として捉え、NPO法人に限定せず、市民活動団体として広く捉えています。

このような市民活動を行う団体は、NPO法人のほか、ボランティア団体、地域組織(区・組等)、各種の任意団体、公益法人などがあります。その組織形態、活動領域などは多様であるため、担い手を一律に規定することは困難であり、組織に着目するよりは、公益的な活動内容に着目し、幅広く協働を考えていきます。

(3) ボランティアと市民活動団体の関係

ボランティアとは、主に、自発的に社会貢献活動を行う「個人」を指すのに対し、市民活動団体は、「組織」、「団体」に注目した言葉で、組織的にひとつの目的を達成するための活動を行う団体であると言えます。

市民活動団体にとって、ボランティアは組織を支える重要な原動力であり、また、ボランティアにとって、市民活動団体は活動の場を提供してくれる主体のひとつであり、両者は密接な関係にあると言えます。

市民の多様な活動の中には、公益(不特定かつ多数の者の利益)ではなく、共益(共通の利害者のための利益)を目的としている活動もたくさんありますが、共益と公益の区別は相対的なものであり、明確に線引きをして区別することは不可能です。市民活動の公益性については、時代や社会状況によっても変化し、例えば、互助・共益団体が公益的な活動を行う場合も想定されることから、できるだけ広く捉えることが必要です。

また、市民活動の非営利性については、収益を団体の構成員などに分配しないことを意味します。収益をあげることや、その収入の一部を労働等の対価として支給することを否定するものではありません。

(4) 地域コミュニティと市民活動団体との関係

地域コミュニティも市民活動団体も、これからの市民が主役となる地域分権時代にはなくてはならない存在です。地域コミュニティも広い意味では市民活動団体と呼べないこともありませんが、表1のように両者は様々な点で性格が異なるものと考えられます。

今後、市では、この両者の性格の違いを十分に考慮した上で、地域コミュニティとの協働と市民活動団体との協働を推進していかなければなりません。また、行政として、地域コミュニティ、市民活動団体それぞれとの協働の目的を明確にしておくことが必要です。

【表1】 市民活動団体と地域コミュニティ組織の比較

	市民活動団体	地域コミュニティ組織
活動領域	特定のテーマ (市内全域を対象とした活動が可能)	地域内の課題全般 (地域内の共通課題を重視。地域外の課題には取り組まない。)
構成員	その市民活動団体が掲げるミッション(社会的使命)に共感する人。住所地を問わず自由に参加できる。	地縁に基づき形成されるエリア内の住民。全住民の参加が原則。
活動者	役員の責任は重いが、有志の集いなので、比較的会員の関与は多い	役員等に集中しがちである
意思決定	責任を負う人が強い影響力を持つ場合が多い	可能な限り全員一致
財源	会費、寄附金、事業収入、行政からの委託料・補助金等(一時的)	会費、事業収入、行政からの委託料・補助金等(継続的)
特性	専門性、先駆性、柔軟性、有償性(一部)	公平性、平等性、中立性、無償性

(5) 地域コミュニティと市民活動団体が協働する地域づくり

表1では、あえて両者の違いを浮き彫りにするために、極端な表現になっているかもしれませんが。

また、一口に地域コミュニティと言っても、それぞれに歴史や風土、気質を持っていますし、市民活動団体も、例えばボランティア活動を中心にした取組みを志向するものから、収益活動を積極的に行っていく事業性の高いものまでさまざまです。

いずれにせよ、「地縁系」の地域コミュニティと「テーマ系」の市民活動団体が協働することにより、お互いにメリットが生まれれば、「自治力」¹¹が増すことは間違いありません。

特に、事業性の高い市民活動団体の場合は、サービスの受け手つまり「顧客」が必要となります。それぞれの地域コミュニティの風土や実情に合った、きめ細やかなサービスを提供していくことができれば、市民活動団体としての認知度が高まるだけでなく、地域コミュニティからの寄附や資金提供なども期待できます。

地域コミュニティにとっても、専門性の高い市民活動団体からサービスを提供してもらうことができれば、住民の満足度は増し、コミュニティ活動の活性化につながる事が考えられます。

地域コミュニティと市民活動団体が、地域社会を構成する同じ市民としてお互いを理解し合い、緊密に協働していく関係を築くことができれば、住民自治の新たなエネルギーとなり、豊かな地域社会が形成されていくはずで

11 自治力：自治力とは、地域の課題解決力、地域に必要な公共サービスの供給力、地域の意思形成・決定力、地域の軌範形成力、関係主体との協働力で構成される地域住民の「自律と自己統治」力である。阪神・淡路大震災を契機として「市民が居住地で抱える生活問題に対して共同で解決していく力」を意味するものとして、地域力という概念が生まれることとなった。地域力とは、地域力を構成する地域資源の蓄積力、地域の自治力、地域への関心力により培われるものであるといわれている。

(6) 市民活動の特性

市民活動は、「自主性」、「個別性」、「柔軟性」、「機動性」、「専門性」、「先駆性」、「地域性」など、さまざまな特性を持っています。公平性・平等性を重視する行政や利潤を追求する事業者とは違い、社会の課題に対して、その特性を生かした、迅速で先駆的な取組みができると言われていています。

また、こうした取組みから、行政や事業者に対して市民の立場から独自の提言が行えるのも、市民活動の特性と言えるでしょう。

特 性	内 容
自主性	自らが持つ社会的使命に基づいて、主体的に参加し、自由に活動を行うことができます。
個別性	行政ほど公平性・平等性にとらわれないため、サービスの対象を自由に選択することができ、少数のニーズであっても対応が可能です。
柔軟性	サービスを提供する際、制度的な裏付けを必ずしも必要としないため、サービスが必要と思われるところに、必要な方法で必要なだけサービスを提供するなど、住民ニーズに柔軟に対応することが可能です。
機動性	活動する際、制度的な手続きなどを必ずしも必要としないため、社会的課題に対して、自らの意思と責任のもと迅速に対応することが可能です。
専門性	特定のテーマに特化して継続的に活動したり、専門的な知識を持つ人材が参画したりすることで、高度な専門知識を蓄積できます。
先駆性	公平性・平等性を重視する行政や、利潤を追求する事業者が対応できない領域で、市民の発想による創造的な活動を展開することができます。
地域性	地域の課題・特性に応じて行政区画等にとらわれることなく活動を行うことができ、現場に即した具体的ノウハウも蓄積することが可能です。

(7) 市民活動団体の発展段階

市民活動には、それぞれの目的に応じて、さまざまなレベルの活動があり、促進するにあたっては、そのレベルを踏まえることも必要になります。促進施策を考えていくために便宜上、市民活動団体の状況を発展段階別に整理すると、次のようになります。今後、市民活動の健全な発展を促すためには、発展段階を考慮し、市民活動に対する総合的・計画的な施策を考えていくことが必要です。

- 「**始業期**」：団体として活動を開始したばかりで、組織体制が未整備の状態にあり、活動資源の調達力や事業遂行能力が不足している段階
- 「**成長期**」：組織体制がある程度整備され、活動資源の調達力や事業遂行能力といった面が強化されつつある段階
- 「**自立期**」：組織として自立し、自律的な運営が行われており、専門性を生かして、継続的・安定的に活動領域をさらに広げていく段階

4 協働のまちづくりの基本的な考え方

(1) 基本理念

市民と行政は、協働のまちづくりのため、対等な立場で、補完性の原則に基づき、相互に補完し合い、同じ目線でお互いに心を合わせ、力を出し合い、助け合いながら、汗を流していくことを基本とします。

市民と行政とが互いの役割を果たし、自己変革をしながら協働を進めるなかで、自治力と行政力を高め、豊かな小林市を創造していくことを目指します。

これからの自治をめぐる市民と行政の関係は、「できることは他人に依存せず、できないことはできる人や地域が補い、それでもできないことを行政が補う」という「補完性の原則」を基本として、市民の力が息づく社会の実現が求められます。

今後は行政が地域社会における公共・公益的なサービスのすべてを提供するという発想ではなく、どうすれば市民の力が発揮できるか、公共・公益的なサービスを提供できる市民活動団体や地域組織（区・組等）などと協働していけるかについて、行政は常に念頭に置いて施策に取り組む必要があります。

そのためには、小林市における多様なまちづくり主体が、お互いに心を合わせ、力を出し合い、助け合いながら、汗を流していける環境の整備が必要です。これからの行政は、市民と同じ目線で協働していく姿勢をもって、情報を積極的に提供し、それぞれの優れた英知や技能を受け入れ、活かしていく方向へ転換をしながら、市民活動が行いやすい環境整備などの役割を担っていかなければなりません。

また、まちづくりの主体自体も、公共・公益な領域を継続して担うことができるよう自立化を図るとともに、特性や違いを認めて他の主体と協働し、共に学び育っていこうとする姿勢が求められます。

そうした取り組みを続けることによって、小林市における協働のまちづくりは、市民と行政とが対等な立場に立ち、相互に補完し合いながら自治力と行政力を高め、豊かな小林市を創造していくこととなります。

こうした理念に基づき、多様なニーズに対して質の高い適切なサービスを提供するために、市民と行政がお互いに自己変革しながら協働を進めていくものとします。

(2) 協働を進めるための役割

協働のまちづくりを効果的に進めるために、それぞれのまちづくり主体が次の役割を担っていきます。

市民一人ひとりの役割

地域社会へ関心を持ち自らできることを考え、地域活動やボランティア活動、企業の社会貢献活動等の市民活動を通じたまちづくりの推進に参加・協力します。

市民活動団体の役割

市民に自己実現の場や社会参画の機会を提供し、市民活動の促進・拡大を図るとともに、地域組織や他の活動団体との連携により、活動の充実と団体の自立化を図ります。また、活動内容を積極的に情報発信し、社会的評価を得られるよう努めます。

地域組織（区・組等）の役割

市民活動団体の中で、特に市民の生活に密着した地域組織（区・組等）については、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決が困難な地域の持つ課題に対して、地域でできることを考え、様々な団体や人材を結びつけて地域内で補い合う新しいコミュニティを形成し、安心して暮らせる誇りある地域社会づくりに努めます。

また、地域の伝統文化を継承し、地域活動を活性化させるため、女性や若年層の参加、世代間交流を推進し、次世代へのまちづくりの担い手を育成します。

さらに、地域の課題解決の担い手として、市民活動団体や行政との連携を図り、主体的に協働のまちづくりを推進します。

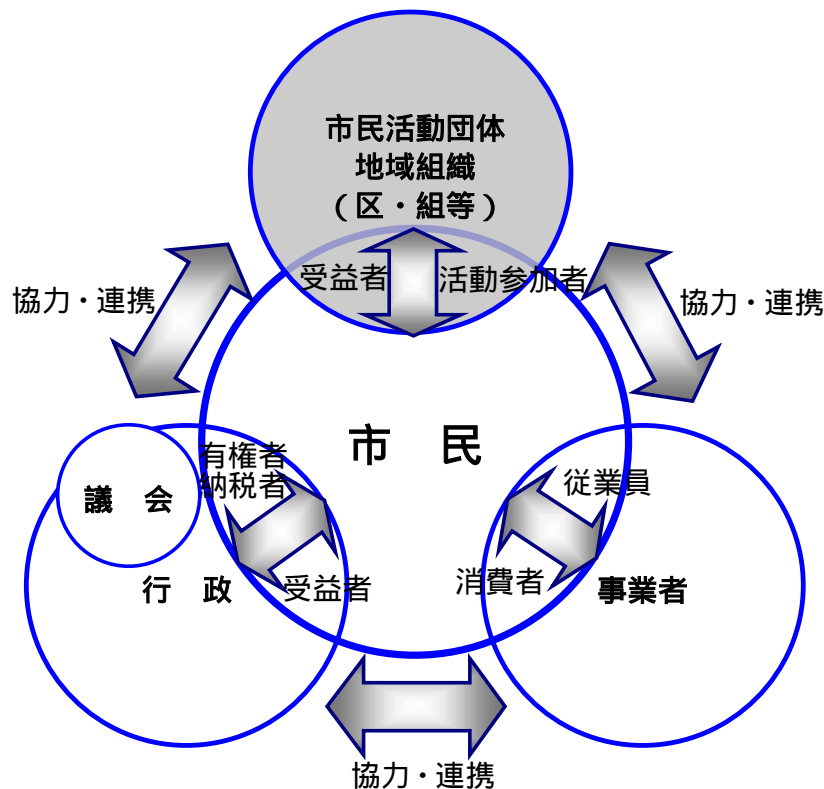
事業者の役割

地域社会を構成する一員として、社会貢献活動としての市民活動に対して参加や助成などにより協力し、協働のまちづくりの推進に努めます。

行政の役割

市民と連携・協力して公共的な課題の解決を目指していく協働について、職員の意識改革を図ります。また、社会に貢献する活動を推進するため、市民が活動しやすい基盤を整備するとともに、¹²コーディネーターとして多様な協働の仕組みづくりを促進します。

【図3】【協働のまちづくりイメージ】



12 コーディネーター：物事を調整し、まとめる役目の人

(3) 協働の考え方

協働の方向性

市民活動団体、地域組織（区・組など）（以下「市民活動団体等」といいます。）と行政の協働は、共に公共サービスを担う主体としてそれぞれが責任を自覚し、相互の特性を踏まえ、適切な役割分担のもとに、対等の関係で協力し合う必要があります。

さらに、受益者である市民にとって、それぞれが単独で事業を行うよりも相乗効果が期待される協働の仕組みづくりを進めなければなりません。

また、より効果的な協働を成立させるためには、両者の信頼関係を築くことが求められるほか、両者をコーディネートする人材や場、協働の提案が可能となる仕組みの検討も必要です。

協働の原則

円滑に協働を進めるためには、次の8つの原則により進める必要があります。

1) 目的共有の原則

何のために協働するのかという目的を共有することが必要です。目的を共有することで、いつまでにどれだけの成果をあげなければならないのかという目標が明確になり、効果的な事業展開を図ることができます。

また、協働の実施の各段階で目的を再確認することで、事業の軌道修正にも即応できるようになります。

2) 相互理解の原則

組織の成り立ちや意思決定の方法など、相手の立場や組織の違いを認識し、お互いに尊重し合うことが重要です。

双方が、その特性や違いを十分に理解しながら対話を進めることにより、それぞれの役割を明確にし、信頼関係を形成することができます。

3) 対等の原則

協働にあたっては、お互いが対等なパートナーであるという関係を作らなければなりません。一方が一方に指示をしたり、下請け的な関係に陥ったりしないよう事業を行う必要があります。

4) 自主性・自立性の原則

市民活動団体等が持つ長所を十分生かすために、その自主性が確保されるとともに、それぞれが自立した存在である必要があります。

お互いが自立した存在として、事業分担や責任の所在を明確にしながらか、依存や癒着関係に陥らないことが重要です。

5) 公平・公正の原則

協働についても公平・公正を旨とし、常に開かれていなければなりません。一定の要件を満たせば、市民活動団体等が公平に協働の取組みに参入できるようにしなければなりません。

6) 公開性・透明性の原則

協働の内容や過程、結果などを積極的に情報公開し、透明性を確保しなければなりません。また、実施後にその取り組みの成果を公表することも必要です。

各原則に基づいた適切な協働の実施を担保し、社会に対する説明責任を果たしていくことにもつながります。

7) 関係時限性の原則

市民活動団体等と行政が、相互に依存する惰性的な関係に陥らないよう協働事業の終了時期を明確にし、お互いに確認しておくことが必要です。

8) 正当な対価の原則

協働事業の実施にかかるコストは、双方が応分の負担をすることが必要です。

また、そのコストに対しては、正当な対価が支払われるべきであることを確認しておくことが必要です。

協働の視点

市民活動団体等と行政との協働の取り組みは、行政が主導で行ってきた従来の公共サービスとは違う新たな試みのため、市民活動団体等との協働事業の検討・選定には、次のような視点が必要です。

- 1) 市が実施することが望ましいか、市民活動団体等が実施することが望ましいか。
- 2) 協働することによって、市民ニーズに的確に対応したサービスの提供が期待できるか。
- 3) 市民活動団体等の特性（自主性、個別性、柔軟性、機動性、専門性、先駆性、地域性等）が生かせる事業か。

第4章 協働のまちづくりの推進

1 市民参画制度の充実

(1) 市民参画の考え方

市民と市との協働関係を築くための基本的な要素の一つが、市民参画の推進です。

このため、政策や計画の立案から実施・¹³評価までの様々な局面で自発的・主体的な市民参画を促進し、市民感覚に沿った効果的で効率的な行財政運営を進めることを目指します。

市民参画の方法は次のとおりとし、実施機関は、市民参画の手続を行うときは、対象となる行政活動の性質・内容・影響及び市民の関心に応じて、適切な時期と方法を選択して実施するとともに、その結果を総合的かつ多面的に検討した上で意思決定を行うものとします。

(2) 市民参画の進め方

市民参画の対象

市は、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、あらかじめ市民参画の手続の中から、適切な方法を選択して行うものとします。

- 1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定または変更
- 2) 市政に関する基本方針を定め、または市民に義務を課し、もしくはその権利を制限することを内容とする条例の制定または改廃
- 3) その他、広く市民に適用され、市民生活または事業活動に大きな影響を及ぼす制度の導入または改廃で、市が適当と認めるもの
ただし、次のいずれかに該当するものは、市民参画の手続を行うことを要しないものとします。
 - 1) 緊急に行わなければならないもの
 - 2) 軽微なもの
 - 3) 市内部の事務処理に関するもの
 - 4) 金銭徴収に関するもの
 - 5) 法令の規定等により実施の基準が定められており、当該基準に基づいて計画の策定等を実施するもの
 - 6) その他、前各号に準ずるもの

市民参画の時期

市は、市民参画の手続を行うときは、その結果を活かすことができるように、適切な時期に相当の期間を設けて行うものとします。

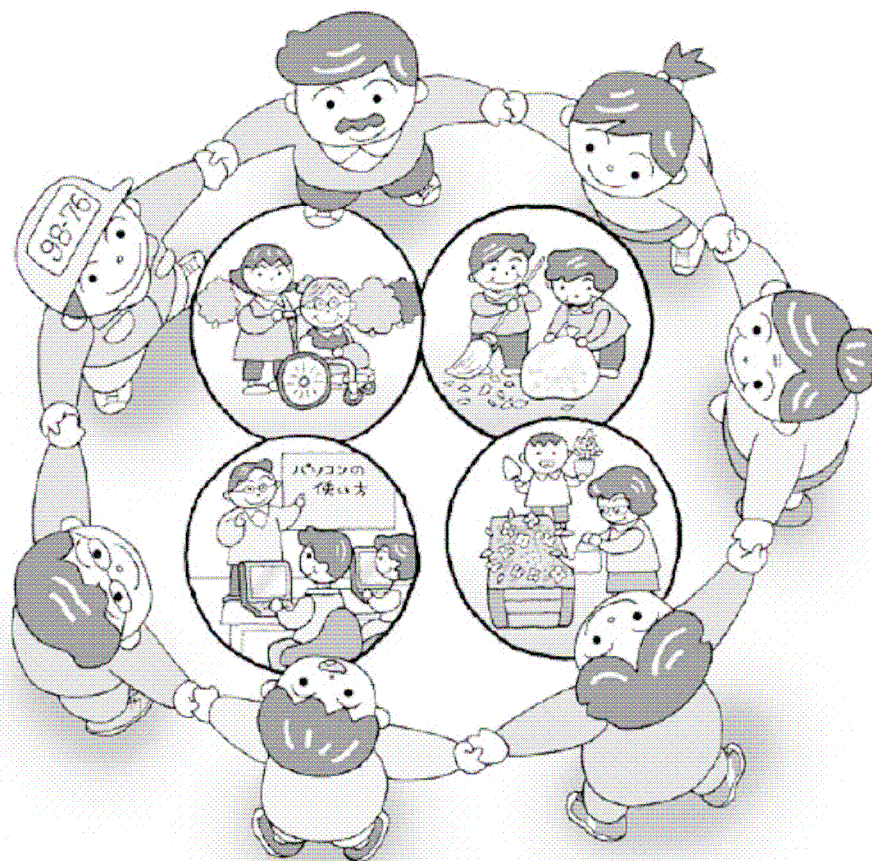
13 評価：進行状況等について、継続的に点検すること

市民参画に関する事項の公表

市は、市民参画の手続を行うときは、対象となる行政活動に関する情報等を積極的に公表するよう努めるものとします。ただし、小林市情報公開条例第7条に規定する¹⁴非公開情報を除きます。

市民参画に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうち適切なものを選択して行うものとします。

- 1) 担当窓口における供覧または概要の配布
- 2) 情報公開室における供覧
- 3) 市の広報紙への掲載
- 4) 市のホームページへの掲載
- 5) その他、効果的に周知できる方法



14 非公開情報：法令等の規定または国・県の機関の明示の指示により、公にすることができないと認められる情報、個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含む）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものなど、計6項目

(3) 市民参画の手続

市民参画の手続としては、市は、様々な局面で広く市民の参画を得るため、次のような方法による手続を行い、実施にあたっては、手続の性質及び内容に応じて、必要な周知を行うものとしします。

附属機関の委員の公募

市は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関(以下「審議会」といいます。)の委員を任命し、または委嘱しようとするときは、市民の参画や市内有識者の登用を目的として、委員の公募を行うものとしします。ただし、非公開の審議会及び行政処分に関する機関や高い専門性が求められる審議会は除くものとしします。

公聴会

公聴会の手続は、実施しようとする行政活動等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表した後、それに対する意見を公述人としての市民から受ける方法としします。

パブリック・コメント(市民意見の公募)

パブリック・コメントは、市が、市の重要な政策等の策定の過程において、市の市民への説明責任を向上させ、市民の市政への参画の促進を図り、公正で民主的な開かれた市政の推進に資するための手続です。市の基本的な施策等の策定にあたり、その趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して広く市民等からの意見の提出を受け、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見の概要及びこれに対する市の考え方を公表しします。小林市パブリック・コメント手続実施要綱の規定に基づいて実施しします。

アンケート方式

ヒアリング方式

アイデア募集方式

意見、作文、イラストなど。

勉強会方式

説明会、講習会など。

意見交換会方式

シンポジウム、フォーラムなど。

合議方式

懇談会、委員会など。

委嘱方式

公募などによるモニターや調査員、推進員などの委嘱

ワークショップ方式

グループで課題の整理、分析、提言、提案を行います。

2 市民が主役の地域分権

(1) 地域生活を支え合うコミュニティの現状

市民協働のまちづくりは、何も新しく特別なことではなく、長い歴史の中で培われてきており、地域社会を構成する住民の自助・互助の精神に基づくもので、地域のコミュニティによって成り立つものでもあります。

近年、全国各地で多発する悲惨な事件・事故の背景には、様々な要因が考えられる中、社会の一員としての意識の欠如や人間関係の希薄化に起因するものが多いと言われています。幸い本市においては、自治会（区・組）活動を通じて、さまざまな地域の課題に対処し、その解決に取り組んできたほか、良好な環境を維持したり、地域住民の交流や親睦を図ったりするなど、地域の相互扶助を行う自治組織として顔の見える関係が維持されています。

また、地域の課題毎に組織された婦人会、青年団、老人クラブ、消防団、PTA等の地域団体があり、これらはもともと地域住民のニーズによってつくられたものですが、市もこれまで支援をしながら、団体活動を充実してきました。

近年、防犯・防災、地域福祉、ごみの減量・リサイクル、教育など、地域社会との密接な連携が必要となる課題が、市民の高いニーズとなっています。これらは主として、地域における継続性や総合性など、優れた特徴をもつ地域組織（区・組等）と連携して担っていくことが必要です。

しかしながら、市民にとって生活の場であり、最も身近なまちづくりへの参画の場である地域組織（区・組等）においては、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化、高度情報化の進展などにより、地域の人々がお互いに助け合うという意識が低下し、地域課題を解決する力の減退など、その機能低下が懸念されています。

これから地域組織（区・組等）は、組織力の強化や住民ニーズを的確にくみ取るためにも、地域団体や市民活動団体と協力して、地域課題に取り組んでいくことが求められています。

(2) 新たな地域コミュニティの形成

新たな地域コミュニティの必要性

一方では、少子・高齢化が進展する中、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる環境づくりや、独居老人対策、介護予防対策など高齢者が安心して暮らせるような地域での支え合い、地域が育んできた共同作業や行事など行政の画一的なサービスでは対応できない地域の実情に合ったきめ細かい取組みが必要とされてきています。

そのため地域でできることは地域が担う、地域でできないことを行政が担うという、「補完性の原則」に基づいたまちづくりを進めることが求められています。

そこで、地域の課題を発見し、住民自らが考え行動するうえでの受け皿として、地域コミュニティの活性化が図られなければなりません。地域コミュニティ組織のあり方はもとより、地域コミュニティと行政が、公共サービスに果たす役割分担を明確にしたうえでまちづくりを進めていく、新たな地域コミュニティの形成を推進する必要があります。

新たな地域コミュニティの単位規模

地域の課題やまちづくり目標の実現に向けて、地域の特性を活かし市民が主体となって計画・実行する地域分権社会を築くため、新たな地域コミュニティは、小学校の通学区域程度の単位規模を基本とし、市民、NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、地域組織（区・組等）、地域団体（婦人会、青年団、老人クラブ、消防団、PTA等）、事業者等を含めたまちづくり協議会組織と考えます。

なお、本市は地域ごとの人口分布に大きな差があるため、地域によってはいくつかの単位（例えば、大字、沿道地域、町並み単位等）で組織することも必要となると思われます。

（3）地域コミュニティの活動支援策

新たな地域コミュニティを主体としたまちづくりを実現するためには、地域に住む住民自らが、地域のまちづくりの方針を定め、実行することが求められてきます。地域のことは住民自らが決定し、その責任も自らで負うという住民自治を担っていくことによって、地域に密着した満足度の高いまちづくりが可能になってきます。

そこで、地域住民の意思を反映し、地域ごとの判断と責任によって事業展開ができるような住民自治のシステムや地域予算制度などを構築していく必要があります。

今後、本格化する地方分権への対応を可能とする住民自治の拡充、すなわち小林市型の地域分権を進めなければなりません。

しかし、地域コミュニティの重要性は理解しても、組織づくりから事業計画、実行まで一朝一夕にできるものではなく、市民の理解と参加をより着実に進めていかなければなりません。このため、制度、資金や人的フォローを行う制度を整備し、地域コミュニティの活動支援を行う必要があります。

地域コミュニティ活動交付金制度の創設

地域のことは地域で問題解決を行う地域分権型社会の形成のためには、活動資金は必要不可欠であり、地域コミュニティ内の持ち寄りのみで実施していくことは困難と思われます。このため、これまで市が自治会や地域団体にそれぞれ交付してきた補助金、交付金の整理統合と、平成18年度から創設したいきいき地域づくり区交付金制度の見直しを行い、さらに充実した地域コミュニティ活動交付金制度を創設するとともに、地域ごとの判断と責任によって事業展開ができるような地域予算制度を確立していく必要があります。

地域コミュニティ推進担当窓口の設置及び地域担当職員制度の導入

地域コミュニティの立ち上げから、事業計画、実行、評価、予算執行処理及び地域の総合窓口としての役割を担う各地域コミュニティの推進担当窓口を設置するとともに、各地域担当職員の配置を進めていきます。

地域コミュニティの活動拠点整備

活動拠点としてのコミュニティセンターについては、既存施設の有効利用を図るとともに、計画的に拠点施設の整備を行っていきます。また、担当職員の常駐も含め窓口業務の検討が必要です。市民の交流や情報発信の場として情報通信網の整備も検討し、インターネット利用環境等の整備が望まれます。

3 協働推進のための環境整備

市民活動団体等との協働を推進していくためには、様々な環境の整備が不可欠であり、人材の育成・確保や情報提供について積極的に行うとともに、活動拠点の整備の検討を進めます。

また、市民の意見を市の施策に反映する仕組みや協働を行うための支援体制を構築していきます。

さらに庁内推進体制の整備を図り、職員一人ひとりの意識改革を行っていきます。

(1) 人材の育成と確保

市民活動団体等の多くが直面している課題として、人材の問題があります。「新たな会員の確保が難しい」、「コーディネーター的な人材が不足している」あるいは「マネジメント能力のある人材が不足」といった声が多く聞かれます。

今後、さらに市民活動を活発化していくためには、市民活動に参加し市民活動を担う人材の育成と確保が重要となっています。

そのため、市民活動を広く紹介し、関心を高める市民活動入門講座や、子どもも参加できるようなボランティア体験実習（講座）など、参加者の裾野を広げ、多様な人材の参加を促すきっかけづくりを進めていきます。

また、すでに活動している人を対象にした¹⁵ コーディネートやマネジメントなどの技術力やスキルアップを図る講座なども継続的に開催していきます。

(2) 情報提供・公開

市民活動に関する情報を広く提供することは、市民の理解を広めることや市民活動の裾野の拡大につながります。どのような市民活動団体等がありどのような活動をしているのかを紹介することが、市民の関心を高めるきっかけとなります。

積極的な情報提供のためには積極的な情報の収集が必要であり、市民活動団体等が積極的に情報を発信できるような環境整備を進めていきます。また、市民活動団体等に対しては、活動を行う上で重要な補助金・講座などの支援制度やイベント情報など、さまざまな活動に関連する情報を提供していきます。市が提供する情報の量と質が、市民活動団体等の活動の質を高めることにつながると考えられます。

さらに、市民活動団体等が市との協働を進めていくためには、単に市民活動に関する情報を集め提供するだけでなく、市のさまざまな事業や施策がどのように展開しているのかなど、行政情報を適切に提供する必要があります。既に決定した事業や施策だけでなく、どのような検討が行われているのか、その過程も広く公開していくような体制を整えていきます。

行政運営の状況を正しく伝え、その情報を積極的に提供していくことで、市民活動団体等と市との協働の「芽」を発見することにつながると考えられます。これらの情報の提供にあたっては、インターネットやマスコミ、広報紙など、さまざまな媒体や交流の場を通じて積極的に行うように努めます。

15 スキルアップ：技能や能力を向上させること

(3) 市民活動支援センター（仮称）の設置

市民活動の拠点、情報収集・情報提供、交流・ネットワークづくりの3つの機能を持つ、市民活動支援センター（仮称）の設置に向けて具体的な検討を進めます。

市民活動支援センター（仮称）には、市民活動のための情報を集約し、ミーティングスペースや掲示板、活動に必要な事務機器（パソコン・コピー・印刷機等）を設置し、メールボックス等の活用による情報提供や人材育成講座、交流会議などの支援活動を行います。

併せて市民活動をさらに発展させていくため、団体運営上の相談、組織の基盤強化や法人化にあたってのマネジメント支援、団体同士やボランティアと団体など多方面でのコーディネート機能、人材育成などの面での体制を整えていきます。

また、市民や市民活動団体等、事業者、行政が出会い、アイデアを出し合い、意見交換を行うことによって、新たな協力関係を見出していく協働の場としての機能を持ち、市民活動団体等への支援と協働を一体的・効果的にコーディネートしていく場としての役割を担えるように整備していきます。

市民活動支援センター（仮称）は、市民の自主的・自発的な活動を支援する場であることから、その運営にあたって市が直接行うのではなく、市民活動団体等の幅広い参画による自主的な運営が望ましい姿です。そのため、市民活動団体等の有志により組織する「市民活動支援センター運営会議」（仮称）を設置し、市民と市民活動団体等による自主的な運営を目指していきます。

(4) 中間支援組織の育成・連携

中間支援組織は、広く市民活動に関する情報や助成金情報等の提供、各種講座の開催、マネジメントに関する相談、NPO法人化支援などにより、市民活動を支援している市民活動団体です。地域社会の変化や課題を踏まえたうえで、地域社会と市民活動団体等のニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と市民活動団体等の仲立ちをする組織であり、各種サービスの需要と供給をコーディネートしていく機能を持っています。

また、中間支援組織は自らも各種コーディネートや調査・研究を通して、地域社会の多様なつながりの中に、新たな価値を生み出す政策を提言する存在であると言えます。

市民活動の促進にあたり、市民活動の自立や市民自らが市民活動を支援していくという観点から、行政や事業者等と市民活動団体等のパイプ役として、中間支援組織は重要な役割を担っており、行政と中間支援組織が連携することで、より効果的に市民活動を促進していくことができると考えられます。

市民活動を行政だけで支えていくのではなく、社会全体で支えていくためには、中間支援組織の役割や機能が必要であると考えられます。市民活動の促進施策や協働のための取組みを通じて、市民活動団体等の中から中間支援組織が育っていくことも想定しながら、施策の展開を図っていきます。

(5) 市民提案制度の実施

市民や市民活動団体等の持つ地域課題解決に向けた思いやアイデア、ネットワークを生かし、市民と行政との協働事業を具体的に推進していくために、市民の提案を政策等に反映させる事業提案制度や政策提案制度の仕組みの検討を進めていきます。

事業提案制度は、行政側がテーマや事業計画、予算等のある程度設定して事業を募集し、審査のうえ補助や委託など事業内容に適した方法で、市民・市民活動団体等に事業を実施してもらう制度です。

また、市民のアイデアをより広い分野で行政施策に反映させていくためには、市がテーマを決めるのではなく、市民からの政策提案を自由に受け付け、その後、事業化に関して調整、検討していくような政策提案制度も必要です。

これら市民提案制度を運用する際は、市民の思いやアイデアを関係者と協議、調整して、事業化へ結びつけていくための¹⁶プラットフォーム(場)とコーディネート機能が最も重要であると考えます。提案の中には、市民あるいは市民活動団体等、行政が単独で実施した方がよいものや他の制度を活用できる事業など、さまざまなケースが想定されることから、事業化していく場合も事業実施主体や実施方法等について、いろいろな角度から調整、検討していく体制について検討していきます。

なお、政策提案の場合は、政策や事業の決定機関ではなく、地域の課題を共有し、提案について、いろいろな主体間で相談、協議していく場であり、提案する側は、単なる行政に対する要望とすることなく、提案する側でできること、しなければならないことを考えていくことが大切です。また、提案された事業を審査したり、事業成果を評価したりする機関や仕組みについても検討を進めます。政策提案の場や審査・評価機関は、その調整・審査過程や審査結果などが公開され、透明性が確保されるように努めていきます。

市民提案制度の実施にあたっては、多様な主体が関わり相談・協議していくことが必要になることから、行政のみではなく、民間の中間支援組織などが協力して運営していくことが適切であると考えます。

しかし、行政にとっては、これまでの仕組みを大きく変更する新しい試みであるため、制度が形骸化してしまうことがないように段階的にしっかりと仕組みづくりを行い、体制を整えていくようにします。また、補助や委託の制度と一体的に運営していくことで、効果的な市民提案制度の実施を目指していきます。

16 プラットホーム：多様な人々が参加し協議・相談する場（物事の基盤となる物、場）

(6) まちづくり基本条例（仮称）等の制定

本市にとって市民との協働は、市政運営の根幹をなすものであり、市民主体のまちづくりを進める意味からも、その位置付けを明確にする必要があります。

そこで、市民と行政が一層協働を推進し、暮らしやすいまちづくりを実現するための根拠法規として、小林市まちづくり基本条例（仮称）等について、市民との協働により、条例制定に向けた検討を進めていきます。

(7) 庁内推進体制の整備

市民活動は、その柔軟性や先駆性によって複数の行政部署にまたがるテーマで活動が行われる場合も多いことから、市は、市民活動団体等との協働に対応した横断的な連携体制として、平成19年5月に設置した「協働のまちづくり行政推進会議」を活用し、庁内の推進体制の充実を図るとともに、市民活動促進施策の総合的な展開を図っていきます。

また、市民活動との協働については所管課ごとに進めていきますが、企画調整課においては、協働の推進に関する窓口として総合的な施策を推進していくほか、市民活動団体等と各課との調整などを行っていきます。

(8) 職員の意識改革

また、市民活動団体等との協働をより効果的なものとしていくためには、市職員一人ひとりが市民活動に対する理解を深め、協働の手法を身につけていくことが何より重要です。このため、本基本指針の内容を職員に周知するとともに、市職員の意識改革を図るため、市民活動団体等との協働に関する職員研修の実施や職員向け協働マニュアルの作成、協働事例の共有化などを進めていきます。

(9) 市民活動団体等との連携・交流

市民活動団体等との協働の関係を形成しやすくするため、日頃から市民活動団体等との意見交換や情報交換を行い、連携・交流を図っていきます。

4 協働事業の推進

(1) 協働事業の実施にあたって

市と市民活動団体等においては、組織としての考え方や仕組みが異なることから、協働事業の目的を共有化し役割分担や責任を明確にした上で、日ごろから情報交換や意見交換を行い、意思の疎通を図りながら事業を進めていくことが必要です。

具体的な協働事業の流れについては、協働事業の検討・選定、協働の形態の選択、協働事業の相手方の選定、協働事業の実施、事業評価の実施、情報公開の実施などの手順になります。

また、既存事業の見直しや、新たな協働事業の検討を行うにあたっては、今後の方向性も視野に入れ、事業が協働のどの領域に位置付けられるかを検討することも必要です。

(2) 協働事業の検討・選定

計画段階からの協働事業の検討

今後、市が実施する事業については、市民活動団体等との協働の手法を導入することが有効かどうかの検討を常に行い、有効と思われるものについては、積極的に協働を進めていきます。

新規事業を行う際においても、既存事業を継続する際においても、市民活動団体等との協働を検討し、そのうえで市民活動団体等との協働にふさわしい事業と判断された場合には、速やかに協働の手法を取り入れていきます。なお、協働の手法の導入を検討する際には、計画から評価に至るあらゆるプロセス（過程）において、協働の可能性を検討します。

1) 事業を実施するプロセス（過程）において、協働をすることが有効となる領域はないか。

事業には、計画 実施 評価というプロセス（過程）がありますが、市民活動団体等との協働の手法を導入するにあたっては、計画から評価に至る一連の業務を協働して行う方法もあれば、一部分だけを協働して行う方法もあります。

2) 協働することにより、サービスの向上が図られるか。

3) 協働をすることによって、より市民のニーズにあったサービス提供ができるか。

4) 協働をする場合の費用と、行政が直接実施する場合の費用はどちらが高いか。

5) 協働の相手方となる市民活動団体等は存在するか。

協働になじむ事業の選定

協働は相乗効果の発揮が重要なポイントであることから、どのような事業が協働になじみ、相乗効果を上げられるのかを考えなければなりません。この際に留意しなければならないのは、協働は目的ではなく手段であるということです。市民活動団体等または行政がそれぞれ単独で実施した方が望ましいものもあるので、意見交換における市民活動団体等からの提案などをベースに、市民活動団体等と行政とが一緒に議論し、協働になじむものであるのかを見極めていくことが必要となります。

- 1) きめ細かく、柔軟な対応が求められる事業
個々のニーズに応じた柔軟な対応を行う必要のある事業については、市民活動団体等と行政の協働により、効果的なサービスの提供が期待できます。
例：子育て支援、高齢者介護支援など
- 2) 市民活動団体等の専門性が発揮できる事業
特定の分野で継続的に活動している市民活動団体等には、高度な専門知識や人的ネットワーク等が蓄積されており、政策の企画立案段階から参画を求めることで、より効果的な施策の展開が期待できます。
例：DV被害者支援、難病支援、自閉症支援など
- 3) 多くの市民の参加が望まれる事業
広く市民の参加を呼びかける事業は、市民活動団体等の持つ多彩なネットワークを活かすことができます。市民の行政参画の活性化や市民の自己実現の場を提供することにもつながります。
例：啓発・イベント事業、公的施設の企画運営など
- 4) 市民が主体的に関与することが望まれる事業
市民活動団体等が実施することで、市民が主体的に関与する可能性が高まり、当事者意識が高まるため、より質の高い事業効果が期待できます。
例：まちづくり、商店街の活性化、地域の祭りなど
- 5) 地域の実情に合わせるが必要な事業
市民活動団体等は地域に密着して活動を行っている団体が多いことから、地域の特性を踏まえた事業や地域に根ざした事業は、協働による効果が期待できます。
例：地域防犯、環境保全、道路や河川の管理など
- 6) これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業
市民活動団体等の中には、行政に先駆けて社会的課題や地域課題に取り組んでいる団体もあり、行政がこれまで経験したことのないような事業に着手しようとする場合には、市民活動団体等のノウハウを活かすことで、効果的な事業実施が可能となります。
例：託児・宅老所、種別を超えた障がい者支援センターなど

(3) 協働の形態

市民活動団体等と行政との協働には様々な形態が考えられますが、具体化にあたっては、最も効率的で効果的な協働となるよう、適切な選択が求められます。

主な協働の形態については次のとおりです。

協働委託（市民活動の特性を生かした委託事業）

補助（自立に向けた資金支援）

共催

事業計画段階への参加

アダプト（里親）システム

物的支援（公の財産の使用等）

後援

情報交換・情報提供

(4) 協働形態の選択

協働の形態が様々ある中で、事業の目的や内容から、最も効果的に事業を実施するための協働形態を選択します。

協働には様々な形態があり、事業の目的や内容、プロセス（過程）により効果的な協働形態は異なります。市民活動団体等との協働を行う際には、事業の目的を実現するために最も効果的な協働の形態を選択する必要があります。

協働委託（市民活動の特性を生かした委託事業）

市が実施責任を負う事業を、市民活動団体等に委託して実施する方法で、市が行うべき事業を委託するものであるため、事業の実施主体は委託元の市であり、その実施責任、結果責任は市が負い、事業の成果は委託元の市に帰属します。

これまで行政の責任分野として考えられてきた領域について、柔軟性や専門性、先駆性などの特性を持つ市民活動団体等への委託を推進していくことは、市民の発想を生かした多様なサービスを実現し、効率的・効果的な行政運営が行われることにもつながります。

また、市民活動団体等にとっても団体のミッション（社会的使命）と委託事業の目的が一致する場合は、単独で事業を実施するよりも相互の特性が生かされることで相乗効果が見込まれ、効果的に事業を行うことができます。

しかし、現状では、市民活動団体等への委託はあまり進んでいません。行政側の課題として、現在の事業者間の価格競争を基準に作られた業者登録制による入札制度では市民活動団体等にうまく適合していないことや、委託内容を仕様書により行政がすべて決定することで、市民活動の発想や企画力を生かしていないこと、さらに制度上、基本的な契約の事務手続きなどは事業者と同じにする必要があることなどが考えられます。委託事業の実施にあたっては、委託先の市民活動団体等の自主性、創造性が発揮され、効果的な事業実施ができるよう、十分な打ち合わせと調整を行うことが重要です。

一方、市民活動団体等側の課題としては、人材や組織運営、事務処理の面で委託条件にかなう能力のある団体が少ないことや、契約事務に不慣れであることなどが考えられます。これらの課題を解決し、市民活動団体等への委託を推進していくため、市民活動団体等の専門性やネットワーク、企画力で競争できるようなコンペ¹⁷（企画競争方式）やプロポーザル¹⁸（企画提案方式）などを取り入れた委託手続きの仕組みの整備について検討を進めていきます。

また、協働委託をする方が行政で実施するよりもより市民ニーズを満たし、よりよい成果を上げられるということが前提であり、事業を見直すという視点に立ち、役割分担を図りながら、協働委託を検討することが大切です。

17 **コンペ**：競技公募のことをいい、作品や完成品（設計等）の内容を競わせるもので、事業に係る完成品を選定する方式

18 **プロポーザル**：事業等に対する計画の提案のことをいい、提案者の企画・運営能力を競わせるもので、事業に係る完成品ではなく、事業実施者を選定する方式

補助（自立に向けた資金支援）

活動資金の確保は、多くの市民活動団体等が直面している課題です。特に、市民活動団体等は担保となる資産を持たない場合が多く、事業を行う際に融資を受けることが難しい状況にあります。安定的な資金の確保は、本来、会費や寄附金、事業収入などの自助努力によることが基本ではありますが、「新しい公共の担い手」を育てる観点から市民活動団体等の成長を促し、自立性を高めるため、その活動段階に応じた補助制度などの支援策として、平成19年度から「元気なまちづくり支援補助金」制度を創設しました。

補助金を受ける市民活動団体等は、法令、条例、規則等及び補助金の交付目的に従って誠実に補助事業を行う義務があり、事業の成果は補助先の市民活動団体等に帰属します。補助金の交付にあたっては、透明性や公平性を確保するため、公募方式の採用、公開選考の実施により交付団体を選定し、補助基準の明確化、補助期間の限定、補助効果の検証、事業完了後の成果の報告を行います。

補助事業は、法令や要綱等に基づく一定の制約を受けるものの、市民活動団体等が事業計画に沿って主体的に実施するものであることから、行政の過剰な関与や補助を受ける団体の固定化等によって、市民活動団体等の自立性、自主性が損なわれないように留意することが必要であり、原則として、時限的な助成とすることが必要と考えられます。

また、現在の市の補助制度は、それぞれの担当部署が独自に行っていますが、今後は、各補助制度の目的を踏まえ、市民活動団体等が補助金に依存することなく、効果的な支援策となるよう市全体の補助制度を見直し、総合的な視点で支援策の検討を進めていきます。

共催

共催事業は、市民活動団体等と行政とが共同して講演会や講習会などのイベントの企画や運営、実施に当たる方法で、実施にあたっては、あらかじめ責任の所在を明確にすることや達成目標を共有しておくことが必要です。また、企画段階から一緒に始めることが大切なことから実行委員会形式のものもよく見られます。

事業計画段階への参加

市が計画や施策の立案、事業の企画の段階で、市民活動団体等から提案や意見などを受け、審議会や協議会などに市民活動団体等のメンバーが委員として参加する方法で、提案、意見の採用や審議会等の委員の選定にあたっては、客観的で合理的な採用、選定基準を定めるなど、透明性、公平性の確保に留意することが必要です。

アダプト（里親）システム

まちづくり参加を広げる手法の一つとして、地域に密着した市民活動団体等が、その地域にある道路や河川などの公共施設の管理者に代わって、いわば「里親（adopt：養子縁組）」となって清掃や植生管理などを行う方法で、市は必要な用具の貸与や傷害保険の負担、活動団体の掲示、敷地や施設の一部を活用させることなどのインセンティブ（報奨的な仕組み）を与えるものです。

19 インセンティブ：ある人の意欲を引き出すために、一定の条件を満たすことを条件に報奨を付けた契約のこと、報奨的な仕組み、優遇措置

物的支援（公の財産の使用等）

公益性の高い活動を行う市民活動団体等に対し、公共の空き施設の提供や、その活動に必要な物品や用具等を支援する方法で、遊休施設の有効活用が図られるとともに、市民活動団体等の活動の活性化や継続性が図られます。

また、他の団体との公平性を保てるよう、貸与期間や賃借料等の基準を明確にする必要があります。

後援

市民活動団体等の事業に対して行政の信用を付与する後援については、できる限り多様な公益性を認め、後援名義の使用を促進することが必要です。

市民活動団体等の事業に対して行政が「後援」という形式で名を連ねることは、市民活動団体等に信用を付与することになり、社会での信頼が増し、活動への理解を深めることに結びつきます。

逆に、行政主催のイベント等に市民活動団体等が後援することも、市民の親しみや地域との密着性が生じるなどのメリットが生まれます。

情報交換・情報提供

行政と市民活動団体等とが持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態で、双方の持っている情報を交換し活用し合うことにより、情報収集の効率化、情報の共有化ができます。

また、情報交換・情報提供にあたっては、行政と市民活動団体等との信頼関係を構築するよう留意する必要があります。

（５）協働相手の選定

市民活動団体等は、活動目的、活動内容や地理的な活動範囲も多様であり、協働事業を効果的に進めるには、事業の目的や内容に、お互いに最もふさわしい相手方を選択することが必要です。

選定の際の基準項目・方法としては、次のような例が挙げられますが、この中から、個々の事業の性質や協働の形態などに応じて、適切に選択することが必要です。

協働相手の選定基準項目

- 1) 活動内容や活動実績
- 2) 事業の実施能力
- 3) 財政状況
- 4) 適正な市民活動団体等の運営
- 5) 事務局体制・会員数
- 6) その他

協働相手の選定方法

- 1) マニュアル等を作成し、それを参考に事業内容に応じた選定基準を作成して、あらかじめ市民活動団体等に示す。
- 2) 選定は、公開選考会の開催など、公平な手続により実施する。
- 3) 必要に応じ、選定過程の公開や採用にならなかった市民活動団体等に対する説明を実施する。

(6) 協働事業の評価

成果・プロセス（過程）の評価

市民活動と行政との協働をより良いものにしていくためには、その協働の取り組みが、まず受益者である市民にとって、それぞれが単独で実施した場合よりもより効果的な公共サービスであったのかどうかを評価し、その結果をお互いに共有しながら次の協働に反映させていくことが必要です。

協働事業の評価については、事業の成果だけではなく、協働のプロセス（過程）についても評価していくことが重要です。また、協働の主体である市民活動団体等、行政それぞれにとって成果があったのか、問題点や課題はなかったのかなど、互いの評価を共有し合うことも、次のより良い協働へつなげていくためには必要と考えます。このように市民、市民活動団体等、行政の3者が評価する視点を踏まえ、第三者機関の設置も含めて、今後、協働の評価体制について検討します。

評価の方法

市民活動団体等と行政が、事業についての評価をそれぞれ同一の基準に基づいて行うとともに、双方の評価結果について話し合い、今後の事業に役立てます。

市民活動団体等との協働を行った事業について評価を行います。その際には、市民活動団体等、行政の双方においてそれぞれ評価を行い、その後にそれぞれの結果の共通点や相違点について検証します。また、評価の結果をとりまとめて公開し、次の事業の検討・実施の際に有効に役立てます。

(7) 情報公開の実施

協働事業の実施状況等に関する情報を一元化し、協働事業に係るすべての過程において積極的に公開します。市民活動団体等との協働を推進するためには、行政の縦割りを排除し、市民にとって各種施策を利用しやすいようにすることが大切です。このため市民活動団体等との協働に関する積極的な情報提供や協働事業推進のプロセス（過程）を一元化して公開し、協働事業の透明性の確保に努めます。

このことにより、市民活動団体等や市民が協働についての理解を深めることができ、また、常にチェックされ市民の意見が反映されることで、より質の高い協働事業の実施が可能となると考えます。

(8) 協働団体登録制度

委託可能な市民活動団体等の把握や執行能力の事前確認をするため、市民活動団体等の登録制度の導入についても併せて検討していきます。登録制度を取り入れることにより、行政としては、市民活動団体等の概要を知ることができ、協働の相手として妥当であるかの判断を行う事ができます。

また、市民活動団体等にとっては、行政サービスを実施するという責任を自覚し、能力の向上に努めることにつながり、自立に向けた一つの目標となると考えられます。

さらに、事業の計画段階から、そのプロセス（過程）を公開することができ、市民との情報の共有も可能となります。これらの取り組みを通して、指定管理者制度（公の施設の管理運営）への市民活動団体等の参入機会の促進を図っていきます。

おわりに

今後、市民と行政の協働のまちづくりを推進し、多様な主体によって支えられる豊かな地域社会を実現していくためには、市民による自主的・自発的な活動である市民活動を促進していく必要があります。

市民活動はその特性を生かすことで、行政や事業者では対応できない部分で、社会の課題解決に向けた多様な取組みを展開することができます。また、地域の課題解決だけでなく、活動を通じて市民同士の新たな結びつきを生みだし、多くの市民の皆さんが積極的に社会へ関心を持ち、参加していくところにも大きな意義があります。

市民活動団体等を共に公共を担うパートナーとして、自立・成長を促していくことは、今後の小林市のまちづくりを進めていくうえで、重要な視点であると考えます。そして、協働の取組みを具体的に進めていくためには、この基本指針を多くの市民の皆さんへ浸透させ、共有していく必要があります。

この基本指針が行政と市民双方の市民活動に対する理解を深め、協働のための意識改革をする契機となり、市民主体の豊かな地域社会の形成につながるよう、市は全力を挙げて、基本指針に基づく市民活動促進のための環境整備をはじめ、協働推進の各種施策に取り組んでいきます。

資料編

資料編

市民協働のまちづくり基本指針の策定経緯

年月日	会議等	主な内容
平成18年8月～11月	市民活動団体実態調査	市と市社会福祉協議会が把握している市民活動団体68団体に、市民活動に関するアンケートを実施
平成19年5月	市民意識調査	満18歳以上の市民2,100人を対象に、市民活動・市民と行政の協働に関するアンケートを実施
5月22日	第1回協働のまちづくり推進検討委員会・行政推進会議合同会議	基本指針検討方針・スケジュール説明、委員合同研修会
7月9日～7月10日	協働のまちづくり推進検討委員会先進地視察研修	福岡県春日市、宗像市を視察研修
7月24日	第2回協働のまちづくり行政推進会議	基本指針素案第1章・第2章協議
8月21日	第3回協働のまちづくり行政推進会議	基本指針素案第3章・第4章協議
8月30日	第2回協働のまちづくり推進検討委員会	基本指針素案第1章・第2章協議
10月3日	第4回協働のまちづくり行政推進会議	基本指針素案第3章・第4章協議
10月10日	第3回協働のまちづくり推進検討委員会	基本指針素案第3章・第4章協議
11月5日	第4回協働のまちづくり推進検討委員会	基本指針素案第3章・第4章協議
11月14日	第5回協働のまちづくり行政推進会議	基本指針素案最終協議
11月27日	第5回協働のまちづくり推進検討委員会	基本指針素案、提言書最終協議 行政との意見交換会
12月17日	協働のまちづくり推進検討委員会から市長に提言書提出	
平成20年1月18日	第6回庁議	基本指針素案の確定
2月1日～3月2日	パブリック・コメントの募集	

小林市協働のまちづくり推進検討委員会条例

平成19年3月26日
条例第4号

（設置）

第1条 市民の自主的・主体的な社会公益活動を推進し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、小林市協働のまちづくり推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議、検討し、その結果を取りまとめ、市長に提言するものとする。

- （1） 協働のまちづくり推進に係る基本的な考え方に関すること。
- （2） 市民活動の推進施策に関すること。
- （3） 小林市元気なまちづくり支援補助金の選考に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 市民活動を行う者
- （3） 公募により選出された者
- （4） その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を

聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

小林市協働のまちづくり推進検討委員会委員名簿

(順不同・敬称略、役職は委嘱日現在)

No.	委員会 役職名	氏 名	団体等役職名
1	委員長	種子田與市	小林市社会福祉協議会 会長
2	副委員長	永野 本助	小林市区長会連絡協議会 会長
3	委員	野辺 悦	小林市ボランティア連絡協議会 会長
4	委員	和田 律子	特定非営利活動法人 みらい 事務局長
5	委員	西田 俊輔	特定非営利活動法人 ヘルスプロモーション 代表理事
6	委員	盛永 喜兵	公募市民
7	委員	鶴田 博幸	公募市民
8	委員	迎 淳一	社団法人 小林青年会議所 直前理事長
9	委員	小野 鈴代	須木地域協議会 委員

小林市協働のまちづくり行政推進会議設置要綱

平成19年3月28日

告示第47号

（設置）

第1条 市民の自主的・主体的な社会公益活動と、市民と行政の協働によるまちづくりに関する施策を総合的に推進するとともに、連絡調整を図るため、小林市協働のまちづくり行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進会議が所掌する事項は、次のとおりとする。

- （1） 協働のまちづくり推進に係る基本指針の策定及び推進に関すること。
- （2） 市民活動推進施策の庁内の総合調整に関すること。
- （3） 協働のまちづくり推進のための情報収集、情報交換及び調査・研究に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に関すること。

（組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長を、副会長は企画調整課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、企画調整課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本 庁	総務課長
	職員課長
	財政課長
	行政経営推進室長
	市民課長
	生活環境課長
	福祉事務所長
	商工観光課長
	保健予防課長
	建設課長
	都市計画課長
	農林課長
	社会教育課長
	学校教育課長
須木庁舎	地域振興課長
	建設課長
	農林課長
	教育総務課長

平成 19 年 12 月 17 日

小林市長 堀 泰一郎 様

小林市協働のまちづくり推進検討委員会
委員長 種子田 與市

市民協働のまちづくり基本指針（素案）について（提言）

平成 19 年 5 月 22 日付けで、本委員会に協議・検討依頼を受けた市民協働のまちづくり基本指針（素案）について、慎重に協議を重ね、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、提言します。

なお、協議の過程で委員から出された意見については、十分検討のうえ本基本指針に反映いただくとともに、本基本指針の着実な推進を要望します。

はじめに

近年、時代は大きく変化しつつあり、小林市においても市民のニーズが多様化・複雑化し、経済成長率の低下や少子・高齢化が進む中、教育、福祉、環境、防災、財政、産業、雇用など、様々な分野での問題に直面してきています。また、地方分権の進展により、各自治体が自ら決定し自らの責任で行政運営に取り組むことができる範囲も拡大してきており、特色あるまちづくりが求められています。

本市では、総合計画の中で、市民と行政が協働して市民主体の新たなまちづくりの展開を図ることを基本方針の一つとし、そのような視点から様々な施策を展開してきており、その中から市民協働の動きも芽生えてきています。

そこで市民協働によるまちづくりをめざして、その理念や原則、推進施策などについて検討し、その結果を市長に提言するため、平成19年5月22日に、市民各階層の9名の委員で構成する小林市協働のまちづくり推進検討委員会が設置され、延べ5回にわたり市民参画制度の充実、市民協働の推進、新たな地域コミュニティの形成など、本市における市民協働のあり方、基本指針について議論してきました。

この基本指針では、あらゆる市民や市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、行政など、これからの小林市のまちづくりを担うあらゆる主体が、協力、連携、補完し合い、対等な立場で協働する仕組みを構築し、市民が皆で担う地域社会を目指しており、協働のまちづくりへの積極的な姿勢は一定の評価に値すると思います。

そして、「市民も行政とともに公共サービスを担う」という考え方を示し、これまで主に行政によって提供されてきた公共サービスに、市民が積極的に関わることにより公共サービスを新たな形のものとし、その経営や課題を公開し、抱える多くの問題を解決していくことによって、住民自治を基本とした活力ある地域づくりを目指すべきであるという考え方は、地方分権を推進する上で肝要だと考えます。

私たちはこの基本指針について、多くの市民による真摯な話し合いがもたれることを願い、市民ひとり一人が地域社会の形を考え、市民協働の理念を自分のものとして、行動していただくことを切望します。また、行政は今まで以上に真剣に勇気をもって、市民サービスの質と効率性の向上のため、改革に向けての具体的な取組みを進める必要がありますし、市議会におかれましても、この基本指針の趣旨をご理解いただき、最大限のご支援をお願いしたいと思います。

私たちはこの基本指針が、私たちの子どもや孫たちに誇ることのできる、豊かで活力あるまちづくりを進めるための一里塚に、必ずやなるものと期待しています。

基本指針に関する提言

1 情報提供の充実等について

市民意識調査では、市民活動に関する市民の関心は高いですが、活動上の一番の問題点として「活動に関する情報の不足」を挙げているため、市民活動に関する情報提供の一層の充実を図り、新たな活動参加者の掘り起こしに努められるとともに、幅広い年代層が参加できる多様な参加方法、形態の機会、場の提供に取り組まれるよう要望します。

2 新たな地域コミュニティの形成について

市民協働の推進には、自治組織（区・組）や地域団体、市民活動団体、事業者、行政が、同一の目的や方針を互いに共有し、一体的に取り組むことが肝要です。そのため、現在ある組織・団体を最大限活用され、市民の自治意識の向上、市民参画の促進を図られるとともに、協働のまちづくりの受け皿となり得る新たな地域コミュニティの協議会組織の設置について、具体的に検討していただくよう要望します。

3 地域コミュニティの支援体制について

新たな地域コミュニティの活動拠点となるコミュニティセンターは、地域に一番身近な行政の総合窓口でもあり、地域ごとのまちづくりを計画的に進めるために、常駐の市職員の配置、地域コミュニティ支援体制の充実について、特段の配慮をしていただくよう要望します。また、地域分権を進めていくため、自主的な地域づくりを支援する交付金制度を充実し、予算枠を拡大していただくよう要望します。

4 市民活動支援センター（仮称）の整備について

市民協働を進めるうえで、市民活動支援センター（仮称）の整備は欠かせません。市民が気軽に立ち寄り、市民活動や助成金等に関する情報を容易に入手でき、情報交換や交流ができる活動拠点として、市民活動支援センター（仮称）を整備されるとともに、市民活動団体の情報発信・提供の仕組みを構築されるよう要望します。

また、支援センターは市民に分かりやすく利便性の高い場所に整備していただき、常駐のコーディネーターを配置し、利用者への活動サポート機能を充実していただくよう要望します。

5 第三者機関による評価制度について

政策や計画の立案、実施、評価の各段階で市民参画の促進を図ることが必要ですが、評価については行政や市民活動団体だけでは評価内容に偏りや限界があるため、行政評価や協働事業の評価は、第三者機関を設置して客観的な評価を行い、その結果を市民に公表して、次の協働のステップにつなげていただくよう要望します。

6 職員の意識改革と市民との情報共有について

協働のまちづくりに向けて、市職員の意識改革を一層推進されるとともに、本基本指針を広く市民に分かりやすく周知・啓発し、市民参画制度や情報公開制度の充実を図ることにより、市民と行政が協働のための課題と方針、情報を共有し、対等な立場で相互に補完、連携、協力しながら、協働を進めていかれるよう要望します。

おわりに

小林市協働のまちづくり推進検討委員会としては、「市民協働」あるいは「市民協働のまちづくり」とは何かということが、すべての市民に分かりやすく理解されるような取り組みが行われることを期待します。

今後の小林市の発展を考えると、市民一人一人が「市民協働によるまちづくり」の意義を理解し、自ら考え、積極的に行動し、責任を持つということが必要です。その際、行政においても、市民が対等な立場から協働のまちづくりに参加する機会の創出、環境の整備、内部における市民の視点を重視した体制づくりを充実させることが必要です。

この基本指針の主旨が行政側で真摯に検討されるとともに、今後、あらゆる立場からのこの基本指針への創造的な討議が行われる事を期待します。そしてこの基本指針が、新たな小林市のまちづくりのために役立つことを心から願っています。

用語の意味・解説（50音順）

あ

インセンティブ

ある人の意欲を引き出すために、一定の条件を満たすことを条件に報奨を付けた契約のこと、報奨的な仕組み、優遇措置

NPO

法人格の有無に関わらず、ボランティア団体をはじめとする一定の公益的な目的を有する市民活動団体等

か

協働

お互いの存在意義や特性を認め、尊重しあうことを基礎とし、自立した対等の関係で協力し合うこと

コーディネーター

物事を調整し、まとめる役目の人

コミュニティ

共同体、ある目的や興味を共有した人同士の集団

コンペ

競技公募のことをいい、作品や完成品（設計等）の内容を競わせるもので、事業に係る完成品を選定する方式

さ

自治力

自治力とは、地域の課題解決力、地域に必要な公共サービスの供給力、地域の意思形成・決定力、地域の軌範形成力、関係主体との協働力で構成される地域住民の「自律と自己統治」力である。阪神・淡路大震災を契機として「市民が居住地で抱える生活問題に対して共同で解決していく力」を意味するものとして、地域力という概念が生まれることとなった。地域力とは、地域力を構成する地域資源の蓄積力、地域の自治力、地域への関心力により培われるものであるといわれている。

宗教的活動

特定の宗教の普及を目的とする活動

スキルアップ

技能や能力を向上させること

政治的活動

特定の政治理念の普及や特定の政党・政治家の支援を目的とする活動

セクター

部門、分野

た**地域コミュニティ**

ある一定の地域に属する人々が、自主性と自らの責任において、住み良い地域づくりを行う集団

特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動（利益を構成員に分配することなく、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした活動）を行うことを主たる目的として、「特定非営利活動促進法」に基づき設立された法人

な**ノウハウ**

ある目的の達成に必要な技術や知識、経験、手法

は**非公開情報**

法令等の規定または国・県の機関の明示の指示により、公にすることができないと認められる情報、個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるものを含む）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものなど、計6項目

評価

進行状況等について、継続的に点検すること

プラットフォーム

多様な人々が参加し、協議・相談する場（物事の基盤となるもの、場）

プロポーザル

事業等に対する計画の提案のことをいい、提案者の企画・運営能力を競わせるもので、事業に係る完成品ではなく、事業実施者を選定する方式

ま

マネジメント

経営、管理。人・予算・時間などを最も効率的に使い、組織を維持・発展させること

ミッション

社会的使命、事業目的



市民協働のまちづくり基本指針

平成20年（2008年）3月

発行 宮崎県小林市

編集 小林市企画調整課

〒886-8501 小林市大字細野300番地

T E L . 0984-23-0456

F A X . 0984-25-1037

E-mail k_kikaku@city.kobayashi.lg.jp

